

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

子ども青少年局（工事）

（子ども青少年局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 利用者に配慮した施設の整備や維持管理が適切に行われているか

(2) 法令や約款に基づいた適切な事務処理が行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 5年 9月 7日から令和 6年 3月27日まで

2 実施方法

今回の監査では、子ども青少年局における令和 4年10月 1日から令和 5年 9月 30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	531	31	5.8	333	68	20.4
委託	103	9	8.7	80	18	22.5

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が、既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

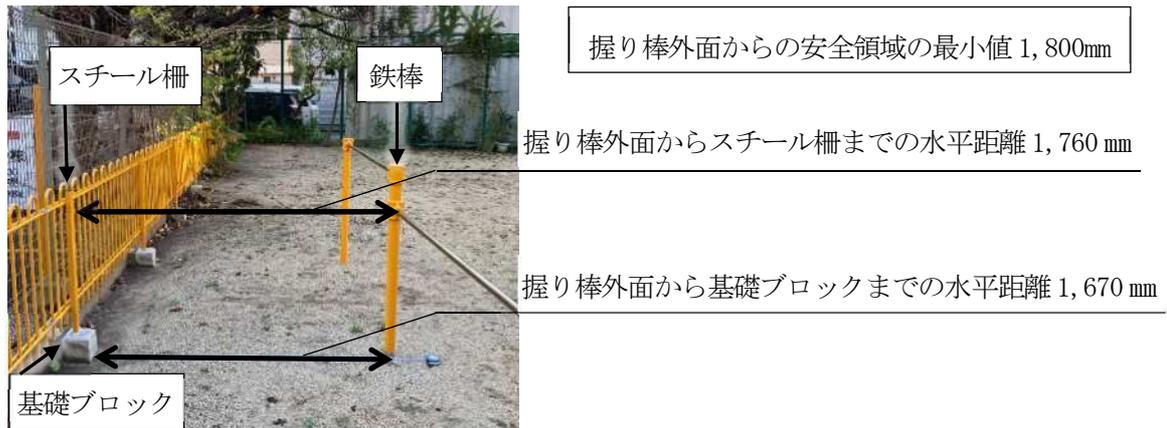
1 指摘

(1) 遊具の適正な設置について（施工）

「令和 4年度どんぐりひろば新設・補修・撤去工事 単価契約」の仕様書によると、遊具の設置にあたっては、一般社団法人日本公園施設業協会が定める遊具の安全に関する規準（以下「規準」という。）によるとされている。

規準によると、安全領域^(註)の内部空間では、遊具本体を除き、重大事故に結びつく要因となるような障害物（植栽、照明灯、マンホール、縁石などの施設）などがあってはならないとされている。また、鉄棒の握り棒前後方向（運動方向）の安全領域の最小値は、握り棒外面から 1,800ミリメートルとされている。

本工事では、どんぐりひろばで鉄棒及びスチール柵の更新工事を行っていた。現地調査で鉄棒の握り棒外面からスチール柵及び柵の基礎ブロックまでの水平距離を確認したところ、スチール柵及び基礎ブロックが安全領域内となっていた。



握り棒外面からスチール柵及び基礎ブロックまでの水平距離

安全領域内に障害物がある場合には、重大な事故につながるおそれがあるため、該当遊具については規準に適合するよう速やかに是正されたい。

また、遊具を設置する際は、規準に基づいた施工となるよう改めて受注者を指導されたい。 (子育て支援課)

なお、本工事については、指摘に基づき令和 6年 1月に、規準に適合するよう是正が行われた。

(注) 安全領域

遊具の安全な利用行動に必要とされる空間で、子どもが遊具から落下したり飛び出したりした場合に到達すると想定される範囲

(2) 出来高検査の実施について (検査)

名古屋市契約規則によると、工事その他の請負に係る契約の契約代金の支払は、当該契約の目的物についての検査を完了した後でなければすることができないとされている。

また、業務委託契約約款によると、受注者は名古屋市が当期分の業務について行う検査に合格した後、支払を請求することができるとされている。

「公立保育所における非常通報装置保守点検業務委託」では、公立保育所に設置してある非常通報装置の定期点検業務を行っていた。この業務委託の請求書及び検査調書を確認したところ、上期・下期の各期で支払がされているにもかかわらず、検査は下期に一括して行われており、上期の支払前においては、出来高部分の検査が行われていなかった。

名古屋市契約規則等に基づき、出来高に応じ代金の一部を支払う場合には、出来高部分の検査を完了した後に代金の支払を行うよう改めて局内に周知されたい。
(保育運営課)

(3) 現場代理人及び主任技術者等の通知について（その他）

名古屋市工事請負契約約款によると、受注者は現場代理人及び主任技術者等を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならないとされている。

18件の工事において現場代理人及び主任技術者の通知の有無を確認したところ、「高蔵保育園 医療的ケア児用 スロープ設置工事」始め 9件では、受注者は現場代理人及び主任技術者を工事現場に配置していたが、その氏名その他必要な事項を発注者に通知していなかった。また、発注者は現場代理人及び主任技術者の氏名その他必要な事項について設計図書で定めていなかった。

現場代理人及び主任技術者等の氏名その他必要な事項を設計図書で定められたい。

また、受注者からその事項の通知を受けるよう改めて局内に周知するとともに、受注者を指導されたい。

(西部児童相談所、保育運営課、青少年家庭課、放課後事業推進室)